

自動車の保有者等に対する報告又は資料の提出の措置に関する訓令

平成3年8月26日

本部訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う自動車の保有者等に対する報告又は資料の提出の措置（以下「措置」という。）に関する事務を迅速かつ適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 措置は、次に掲げる場合において行うものとする。

- (1) 保管場所証明の申請又は保管場所の届出に係る保管場所の確保状況に関し、車庫飛ばし等違法行為が考えられる場合
- (2) 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する自動車の運行供用制限等の運用に当たって、保管場所の確保状況に関し疑義がある場合
- (3) 法附則第2項から第4項までの規定により保管場所証明、自動車の運行供用制限、道路の使用の禁止等の規定の適用が除外されている地域（萩市のうち平成12年6月1日における阿武郡川上村、むつみ村、旭村及び福栄村並びに岩国市のうち平成12年6月1日における玖珂郡本郷村の区域）において、保管場所確保義務の履行がなされていないと認められる場合

(報告)

第3条 警察署長は、措置を執る必要があると認めるときは、速やかに報告書等の関係書類を添えて交通規制課長を経由して公安委員会へ報告するものとする。

(審査及び関係書類の送付)

第4条 交通規制課長は、前条の規定による報告を受けたときは、措置の必要性について審査するものとする。

- 2 交通規制課長は、前項の審査を行った結果、措置を執る必要があると認めるときは、警察署長に対し、報告・資料提出要求書（別記様式第1号）及び報告・資料提出回答書（別記様式第2号）（以下「要求書等」という。）を送付するものとする。
- 3 交通規制課長は、第1項の審査の結果、措置を執る必要があるもののうち、措置に係る保管場所の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、当該都道府県公安委員会に対し、要求書等を送付し、当該保管場所の位置を管轄する警察署長が措置を執るよう依頼するものとする。
- 4 交通規制課長は、他の都道府県公安委員会から要求書等の送付を受け、措置の依頼があったときは、第2項の規定に準じて、警察署長に対し、要求書等を送付するものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第5条 前条第2項及び第4項の規定により要求書等の送付を受けた警察署長は、自動車の保有者等に対し、要求書等を交付して報告又は資料の提出を求めものとする。

(確認及び報告等)

第6条 警察署長は、前条の規定により、報告又は資料の提出を受けた場合、その内容について、速やかに現地調査等の方法により確認するとともに、その結果について、交通規制課長を経由して公安委員会へ報告するものとする。このうち、他の都道府県公安委員会から措置依頼のあったものについては、公安委員会に報告の上、依頼都道府県公安委員会に対し資料等を添付し、送付するものとする。

(関係書類の保管等)

第7条 交通規制課長は、第4条第2項、第3項及び第4項の規定による要求書等を送付したときは、報告・資料提出要求簿(別記様式第3号)に登載し、処理のてん末を明らかにするものとする。

2 交通規制課長は、他の都道府県公安委員会から措置の依頼を受けたときは、報告・資料提出要求受理簿(別記様式第4号)に登載し、処理のてん末を明らかにするものとする。